諮問番号：平成３０年度諮問第２３号

答申番号：平成３１年度答申第 ２ 号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年４月２５日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

今回の返還金・徴収金決定書を受けた１５０万円は、○親からの借金ではない。○親が孫の養育費を援助する目的で審査請求人に振込を依頼し、審査請求人は、○親の代理人として審査請求人の元妻に送金したものであるので、審査請求人の収入・借金には該当しない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）元妻への送金について

審査請求人は、○親の代理人として、審査請求人名義口座から元妻へ送金したものであり、審査請求人の収入には該当しないと主張しているが、審査請求人自身も「○親に立て替えてもらったものである」と認めているとおり、審査請求人と元妻との離婚給付契約に基づく金銭債務（養育費・慰謝料）の履行に充てられたものと認めざるを得ない。

（２）○親から受領した１５０万円について

したがって、○親から受領した１５０万円は、審査請求人に対する○親からの金銭援助と解すべきであり、また、離婚給付契約に基づく金銭債務の履行を目的とする収入は、社会通念上収入として認定することを適当としないものとは言えないことから、○親から受領した１５０万円を「仕送り、贈与等による収入」と認定した処分庁の判断に違法又は不当な点は見当たらない。

（３）まとめ

以上のとおり、審査請求人の主張は認められず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　平成３１年２月１３日　　　諮問書の受領

平成３１年２月１９日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月４日

口頭意見陳述申立期限：３月４日

平成３１年２月２５日　　　第１回審議

平成３１年３月１５日　　　第２回審議

平成３１年４月８日　　　　第３回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、「保護の補足性」について規定しており、第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものである。

（３）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。））第８の３の「（２）就労に伴う収入以外の収入」の「イ 仕送り、贈与等による収入」の（ア）は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と定めている。

（４）次官通知第８の３において「（３）次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」とし、アからチが示されている。

（５）「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）には、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（中略）」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲に含まれない。」とし、（エ）において、「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記されている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２１年８月１３日付け、○○○○○○法務局所属公証人により作成された離婚給付契約公正証書の謄本のコピーによれば、審査請求人と元妻の間の未成年者の○○（○○○○○○○○○生）及び○○（○○○○○○○○○生）の各親権者を元妻とし、養育費として子が満２２歳に達した翌年の３月まで１か月各金５万円を支払うこと、及び離婚の慰謝料として金６００万円を１２０回に分割し、１か月金５万円を支払うこととされている。

（２）平成２６年１２月２５日、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（３）平成２８年１１月２８日、審査請求人は、平成２８年度資産申告書を処分庁に提出した。負債の欄に「有」、「金額」は「１，５００，０００円」、「借入先」は「○○○○」、「借入時期」は「平成２８年」、「返済状況」は「未返済」と記載がある。

（４）平成２９年２月１７日、処分庁は、審査請求人宅を家庭訪問し、元妻への多額の仕送り額については○親より借りて仕送りをしていた旨を聴取した。また、○親から借りた１５０万円については今後取扱いを検討する旨を審査請求人に伝えた。

（５）平成２９年３月１４日、処分庁はケース診断会議を開催し、審査請求人に対し法第６３条返還決定を行うこととした。

（６）平成２９年４月２４日、審査請求人は、「今後、如何なる収入（給与・○親からの援助）があった場合には速やかに申告することをお約束致します。」と記載した証明（申告）書を、審査請求人の○親は、「息子（○○）に平成２７年１月から平成２８年１０月迄総額１５０万円を現金で渡しました。」と記載した証明（申告）書を、処分庁に提出した。

（７）平成２９年４月２５日、処分庁は、審査請求人に対し、１５０万円の返還を求める本件処分を行った。

（８）平成２９年５月１８日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（９）審査請求書に添付されていた文書は次のアからカである。

ア　審査請求人名で「今回、平成２７年１月から平成２８年１０月迄総額１５０万円を○親に立て替えてもらったものであり、○親が高齢で足が不自由で○親が自分で郵便局に行って送金出来なかった為、私が○親から現金を受け取り、送金致しました。」と記載された証明（申告）書

イ　審査請求人の○親名で、「息子（○○）に孫の養育費として平成２７年１月から平成２８年１０月迄総額１５０万円を渡しましたが、私が高齢で足が不自由な為郵便局に送金に行く事が出来なかったので息子（○○）に（私の代理人として）孫の養育費を送金してもらいました。」と記載された証明（申告）書

ウ　審査請求人の○親名義の預貯金通帳のコピー（平成１４年８月１６日から平成２９年５月２日まで）

エ　審査請求人名義の預貯金通帳のコピー（平成２４年５月２日から平成２９年５月１日まで）

オ　離婚給付契約公正証書の謄本のコピー

カ　返還金・徴収金決定書のコピー（平成２９年４月２５日付け○○○○第１７０００９１３０号）

（１０）上記（９）エによれば、平成２７年１月から平成２８年１０月までの間、審査請求人名義の預貯金通帳から元妻あてに送金された総額は、２４３万円である。

３　判断

審査請求人は、子の養育費として○親から受領した総額１５０万円の金銭を、○親の代理人として自身の預貯金口座から元妻へ送金したと主張する。しかしながら、審査請求人が「○親に立て替えてもらったもの」と記述した証明（申告）書（上記２（９）ア）、及び審査請求人の預貯金通帳の記録等を客観的に見れば、審査請求人は、この１５０万円を離婚給付契約に基づく債務（養育費・慰謝料）の履行に充てたと認められる。

そうすると、○親から受領した１５０万円は、審査請求人に対する金銭援助であり、次官通知第８の３の（２）イ（ア）における「仕送り、贈与等による収入」（上記１（３））として認定されるものである。また、この金銭は、収入認定から除外されるものとして次官通知第８の３の（３）に挙げられた項目アからチ（上記１（４））のいずれにも該当しないと認められる。

なお、上記１（５）のとおり、法第６３条に基づく費用返還の取扱いについては、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害される場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額を返還額からの控除（自立更生免除）が可能であるが、「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」は自立更生の範囲に含まれないこととされており、また諮問書の添付書類からは本件において自立更生免除を行うべき事実を見出すことができない。

以上の通り、本件処分は違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子